

すまいる通信 平成30年2月 第55号

ご家族に物忘れが出始めてきたということで、家族信託のご依頼を受けました。認知症になり判断能力が低下すると、預金の解約や不動産の売却ができなくなってしまいます。今回のお客様は土地を数か所に所有していて、将来の相続に備え土地を売却したり相続対策を行う予定なのですが、もしこのまま認知症が進行してしまい相続対策ができなくなると困るということで息子さんからご相談がありました。家族信託をしておけば、財産を所有しているご本人に代わって息子さんか財産管理を行ったり相続対策などもできるようになります。

家族信託を行うにあたり、将来の相続税の問題も無視できないため税理士さんに依頼をして相続税の試算をしたところ数千万円の税金がかかりそうです。相続税の支払いをするために数か所の土地を売却することになりそうですが、相続になってから一度に複数の土地を売却するのも大変です。相続税の支払い期限は相続から10か月です。相続後に土地を売却するとなると急いで売ることになってしまい、そうすると売却金額が安くなってしまいます。ひとつひとつの土地を精査し、生前に売却しておいた方が良い土地（そのほうが高く売れそうな土地、相続してしまうと税金が割高な土地）については、少しずつ処分していくことにしました。

もし、何も対策をしないまま認知症が進行してしまうと財産が凍結し、相続税も高くなってしまふところでしたが、家族信託を行い相続税対策を行えば数千万円もの税金が軽減できそうです。

高齢者の4人に1人が認知症と言われるこれからの時代には、相続対策だけでなく認知症対策も必要になります。将来の相続や認知症のことが気になる方は、お気軽にご相談ください。

無料公開セミナー開催

幸せを遺す 円満相続セミナー 老後の自宅売却・財産管理と新しい相続 「家族信託」

老後に自宅などの不動産を売却して、老人ホームの入所資金にしようとお考えの方も多いのでは？ しかし、認知症になって判断能力を喪失したり、事故や病気などで意思表示ができなくなると財産は凍結してしまい、預金の解約、建物の大規模修繕や解体・建て替え、不動産の売却もできなくなります。そうすると困るのは周りのご家族です。いざというときに備え、早めに準備しておくことが大切です。

本セミナーでは、財産管理の方法として後見制度や家族信託の活用方法について解説します。

3月24日（土）藤沢商工会議所ミナパーク 505号室

4月21日（金）平塚商工会議所 第2会議室

●時間：9：45～11：45

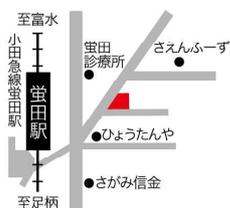
●お申し込み 行政書士長尾影正事務所 TEL0465-39-1900

参加費は無料です。ご家族一緒にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
家族信託専門士
宅地建物取引士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人 家族信託普及協会 会員

不動産・相続
の専門家



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info